

令和6年度 加須市立加須東中学校  
いじめ防止等のための基本的な方針

令和6年4月1日  
加須市立加須東中学校

# 加須市立加須東中学校 「いじめ防止等のための基本的な方針」

## 目 次

### はじめに

- 1 いじめの問題に関する基本的な事項・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの未然防止のための取組・・・・・・・・・・ 3
- 3 いじめの早期発見のための取組・・・・・・・・・・ 4
- 4 いじめの早期解消のための取組・・・・・・・・・・ 6
- 5 いじめ防止等のための組織の設置・・・・・・・・ 1 1
- 6 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

# 加須市立加須東中学校「いじめ防止等のための基本的な方針」

## はじめに

本校では、学校教育目標にある、意欲をもって学ぶ生徒、人間性豊かな生徒、心身ともに健康な生徒を育成するため、積極的な生徒理解について、組織的な取組を行ってきた。

本校生徒の実態は、明るく元気で、まじめな生徒が多いが、困難に立ち向かう強い意志をもつ生徒が多いとは言えない等、課題もある。また、地域は昔ながらの住民と新しい住民とが混在している地域であるが学校の教育活動に関しては協力的である。

本校では、アンケート調査や教育相談、まごころの花束運動など未然防止の取組を通して、いじめ防止の対策をしている。しかし、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの書き込みなど、いじめに直結する事案が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

加須東中学校では、いじめ防止等のための基本的な方針（以下、「加須東中学校基本方針」）に基づき、加須市（以下、「市」）・学校・家庭・地域住民その他の関係者が、連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものである。

## 1 いじめの問題に関する基本的な事項

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、子供に対して、当該の子供と一定の人的関係にある他の子供が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子供が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (2) いじめの態様

《分類》	《抵触する可能性のある刑罰法規》
ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……………	脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………	暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………	暴行、傷害
オ 金品をたかられる ……………	恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………	窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……	強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる ……………	名誉毀損、侮辱

## (3) いじめに対する基本認識

子どものいじめを防止するためには、大人一人一人が次のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは卑怯な行為である。
- ⑨いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## (4) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。また、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう以下の点を重視して行う。

- 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- いじめを放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを全ての生徒が理解できるようにすること。
- 生徒が、いじめの問題を主体的に解決していこうとする態度を育成すること。
- 生徒の生命及び心身の保護の重要性を認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他関係者が連携し、いじめの問題の克服を目指すこと。

## (5) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。また、教職員をはじめとする大人たちが、いじめに至るささいな兆候を見逃さず、早い段階から生徒に関われる体制を整えておくことが重要である。さらに、いじめが確認されたときには、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を第一に考え、いじめの解消のために迅速に対応する必要がある。

本校では、これらの基本的な考え方及びいじめに対する基本認識に基づき、いじめの問題の克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」の3つの視点でいじめ防止のための対策を講じる。

## 2 いじめ防止のための取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

### (1) 生徒や学級の様子を知るために

#### ①教職員の気づきが大切

「生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり』」等の様々な資料を活用した校内研修を実施する。

#### ②実態把握の方法

学校評価に「規範意識」についての項目を設け、家庭・地域と連携した取組を展開するとともに、家庭・地域と一体となって生徒の変容を評価する体制をつくる。

### (2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

#### ①生徒のまなざしと信頼

全ての生徒が、わかる、できる喜びを実感できる授業を行うために授業研究を推進する。

生徒のコミュニケーション能力を養うため、全ての教科等において「聴くこと」、「聞くこと」、「話すこと」を重視した授業を展開する。

#### ②心の通い合う教職員の協力協働体制

いじめを許さない学級の雰囲気をつくるために、「いじめをなくす3か条」をすべての教室に掲示し、定期的に朝の会等で話題にする。

#### ③自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

学校行事等を実施する際に、生徒に自分の目標を設定させるとともに、その達成感を評価・賞賛する。

### (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

#### ①人権教育の充実

11、12月を人権強化月間とし、人権啓発に係わる取組を推進する。また、全校人権学習を実施する。

#### ②道徳教育の充実

いじめに関する内容を年間指導計画に位置づけ、学年の発達段階に応じた効果的な授業を実践する。

### (4) 保護者や地域への働きかけ

#### ①授業参観、学校公開

地域の教育力を活用した体験活動を計画的に実施するとともに、その成果が日常生活に発展するように工夫する。

#### ②学校通信、学年通信、学級通信

各種通信等を活用し、生徒、保護者、地域住民が、インターネットを通して発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の情報の特性を踏まえて、インターネットを通じたいじめを未然に防止するとともに適切に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

## 3 いじめの早期発見のための取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

### (1) 教職員のいじめに気づく力を高めるために

#### ①生徒の立場に立つ

#### ②生徒達を共感的に理解する

## (2) 早期発見の手立て

### ①日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを周知することが大切である。

### ②観察の視点

成長の発達段階からみると、生徒達は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。担任を中心にその発達時期の過ごし方などの情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

### ③家庭学習ノートの活用

毎日家庭学習ノートを活用し日記等を記入することで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることができる。それにより、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

### ④教育相談を活用

日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要である。それは、教職員と子供たちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。本校では、考査前の時期を利用し、全校生徒を対象とし教育相談週間として各学年の先生方に待機していただき生徒の相談窓口を開設する。

### ⑤いじめ実態調査アンケート

実態に応じて随時実施することにする。学期中に1回以上のアンケートを実施する。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、状況に応じて配慮し実施する。

## (3) 相談しやすい環境づくりをすすめるために

生徒達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「告げ口をした・チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。



### ①本人からの訴えには

心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全体で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

事実関係や気持ちを傾聴する「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

### ②周りの生徒からの訴えには

いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

### ③保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

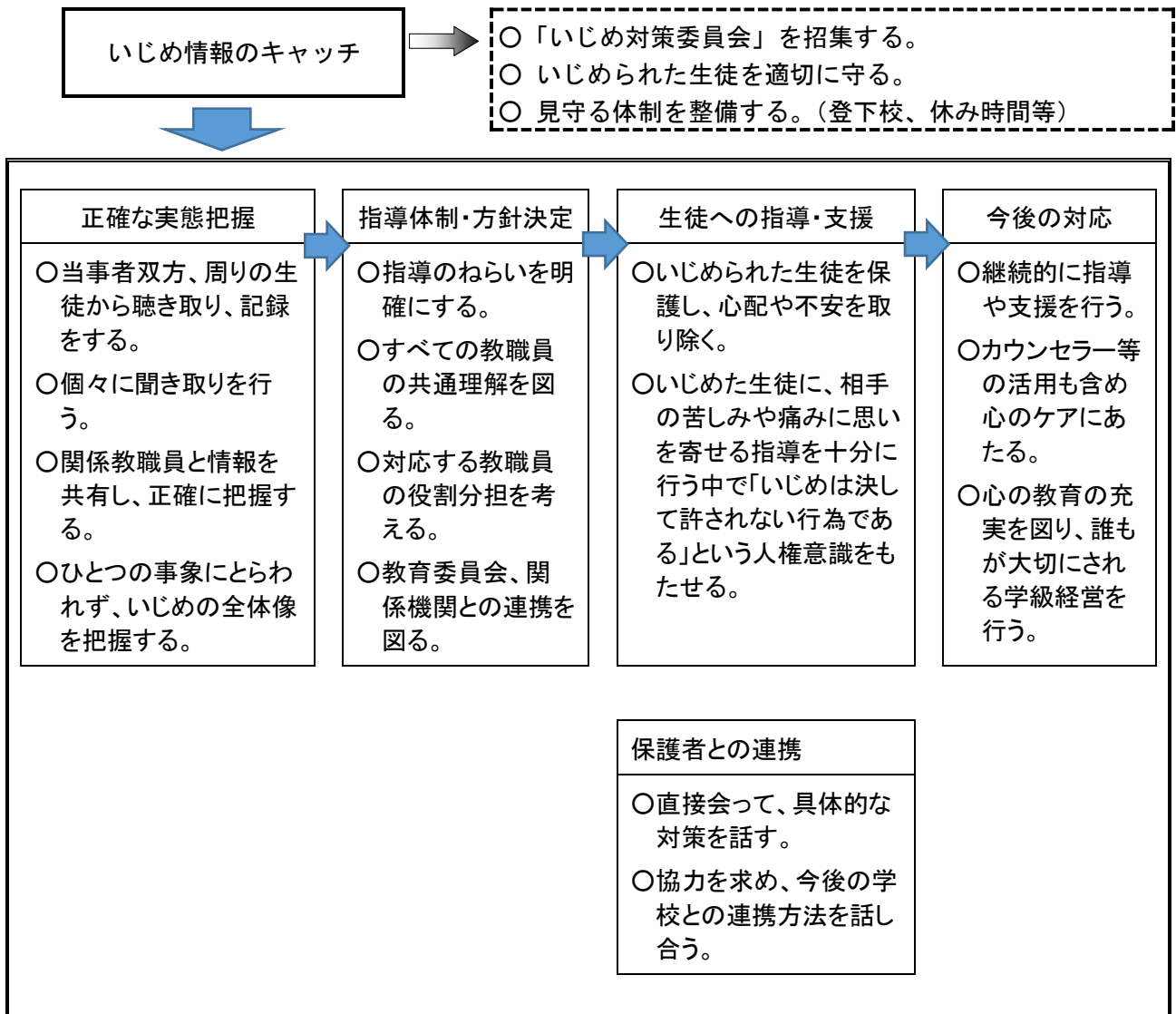
問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

## 4 いじめの早期解消のための取組

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。



(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

## ②事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

生徒の個人情報には、その取扱いに十分注意しながら行う。	
○誰が誰をいじめているのか？	(加害者と被害者の確認)
○いつ、どこで起こったのか？	(時間と場所の確認)
○どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？	(内容)
○いじめのきっかけは何か？	(背景と要因)
○いつ頃から、どれくらい続いているのか？	(期間)

## ③いじめが起きた場合の対応

### ○いじめられた生徒に対して

#### 生徒に対して

事実確認とともに、辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

必ず解決できる希望が持てることを伝える。

自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊心を高めるよう配慮する。

#### 保護者に対して

発生したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。

学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

### ○いじめた生徒に対して

#### 生徒に対して

いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。

心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### 保護者に対して

正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。生徒の変容を図るために、今後のかかわりなどを一緒に考え、具体的な助言をする。

## ○周りの生徒に対して

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。

はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。

いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

## ○継続した指導

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。

教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況の把握に努める。

いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

## ④迅速な対応

	対応が遅れる要因	早期対応が図れる体制
学校の雰囲気	私のクラスにはいじめは起こらないだろう。(錯覚)	いじめはどこでも起こる。気づいていないかも。(本質の認識)
教職員の意識	もしクラスでいじめが起こったらどうしよう。(不安)	注意深く、クラスの様子を見ていこう。(積極的な姿勢)
いじめの兆候	いじめ？生徒で解決させよう。(抱え込み)	いじめかも？他の先生に相談しよう。(報告・連絡・相談)

考え方の転換

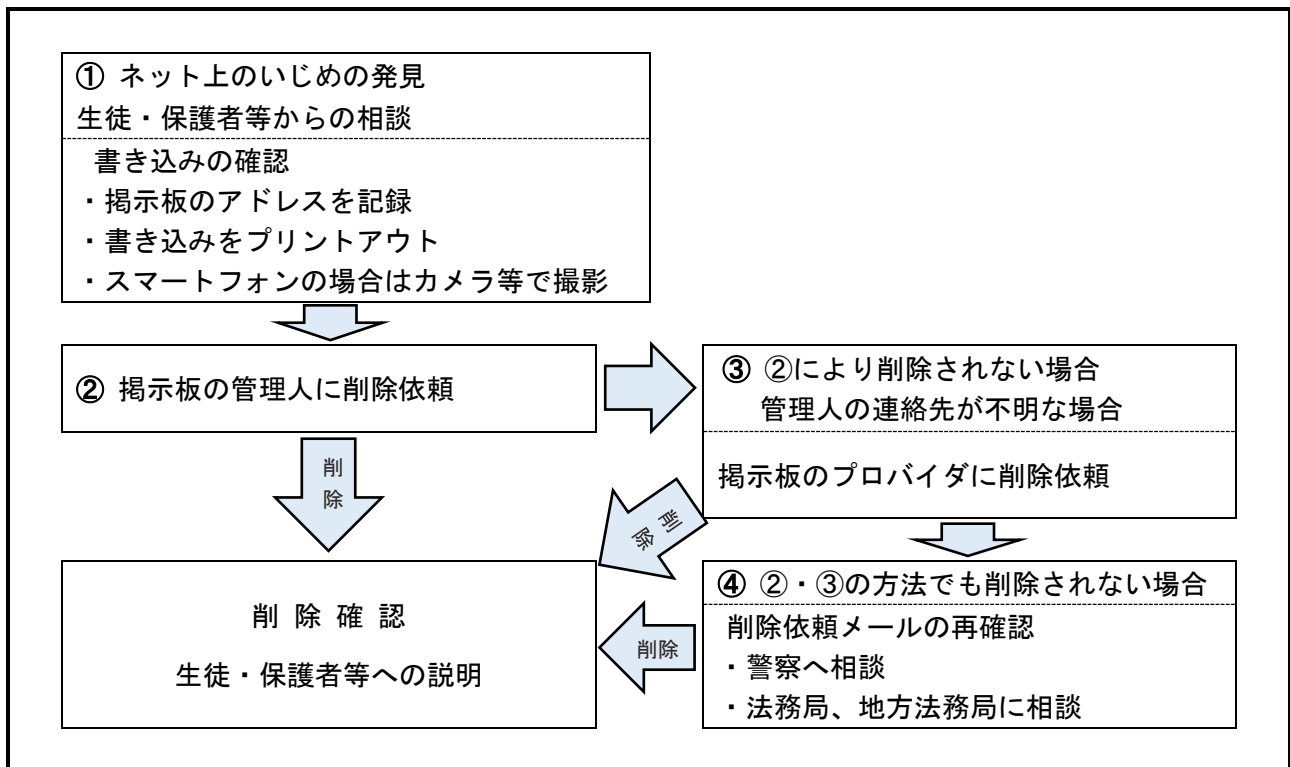
### (3) ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の校則にある不要物（パソコンやスマートフォン等）の持ち込み禁止の意図、またそれらの情報機器を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子供が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

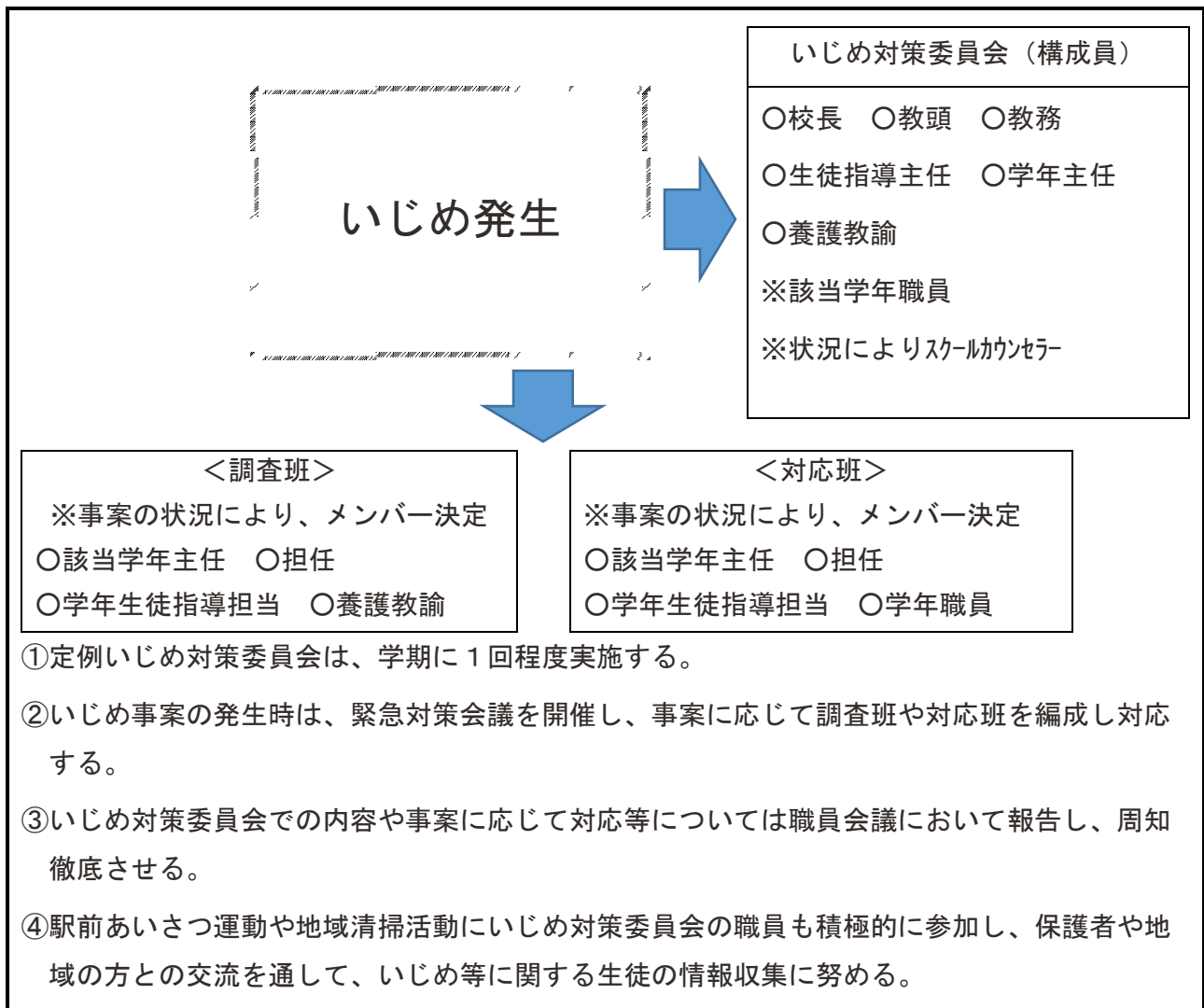
「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

#### OSNS への書き込み等の削除手順

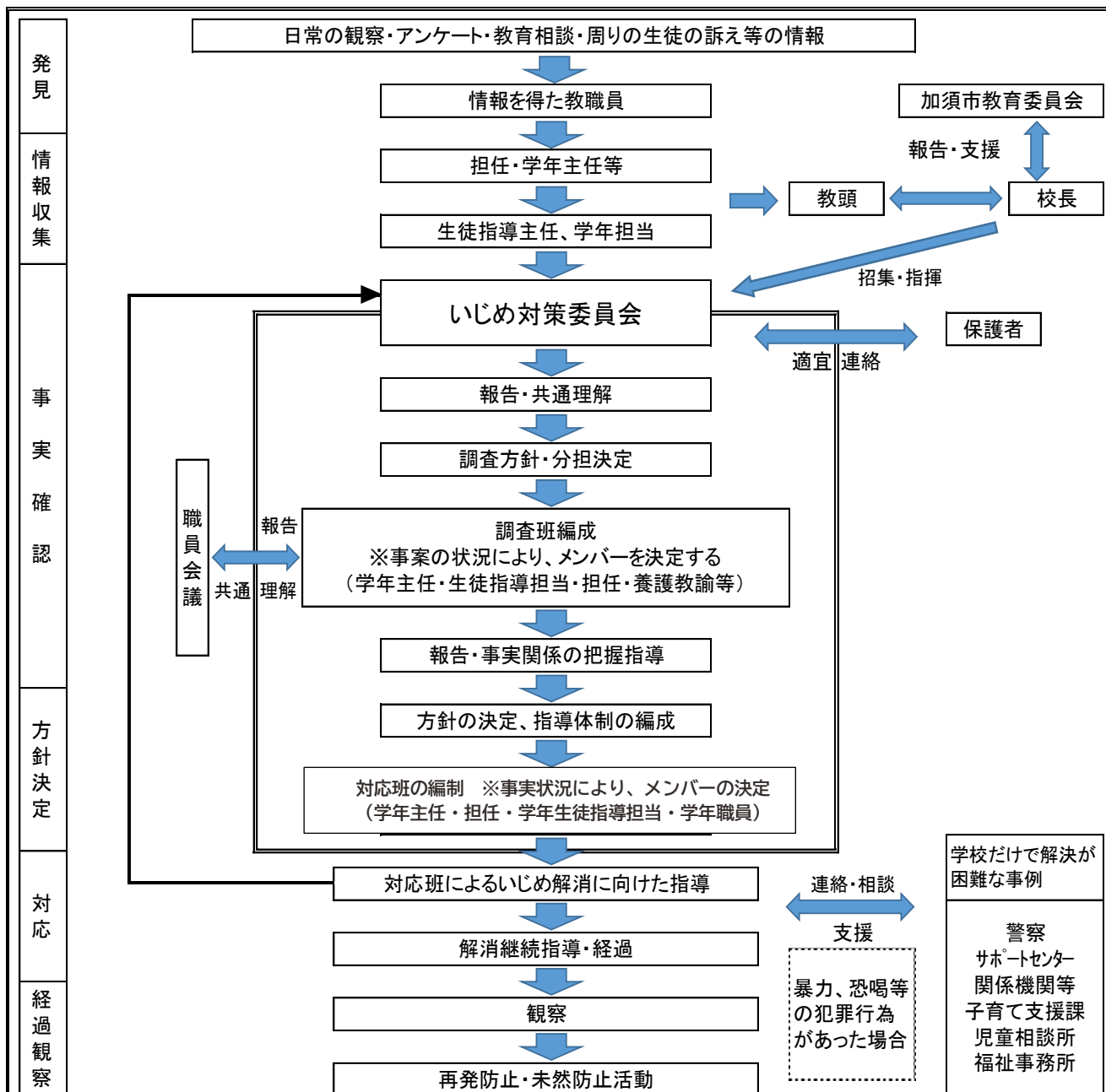


## 5 いじめ防止等のための組織の設置

### (1) いじめ対策委員会組織



(2) いじめが起こったときの組織的対応の流れ



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

※事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。



## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、生徒が以下のような状態になった場合をいう。

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・自殺を企図する
  - ・身体に重大な障害を負う
  - ・金品等に重大な被害を負う
  - ・精神性の疾患を発症する 等
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
  - ・年間30日以上欠席をする
  - ・一定期間連続して欠席をする

### (2) 重大事態の報告及び調査の主体

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告し、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中心に調査を行う。

ただし、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」では、重大事態への対処等に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査を委ねる。

いずれの場合も、教育委員会と連携を図りながらこれを実施する。

### (3) 調査を行うための組織

いじめの事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係わる調査を行うため、速やかに、調査のための組織を設ける。

この調査において、学校が主体となる場合は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を母体とし、必要に応じて心理や福祉の専門家等の外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、調査の公平性、中立性を確保する。

### (4) 調査を行うための組織

重大事態が発生した場合、教育委員会の指示を受け、調査を実施する。

この調査の目的は、重大事態への対処や同種の事態の再発を防ぐものであり、次の点に留意する。

- ①重大事態に至る要因となつたいじめが、「いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか」等の事実関係を明確にする。
- ②因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を調査する。
- ③教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果をもとに主体的に再発防止に取り組む。
- ④調査に先立ち、調査対象となる生徒やその保護者に対し、アンケート等により得られた情報をいじめられた生徒の保護者に提供する場合があることを説明しておく。



(5) 調査結果の提供及び生徒への説明

重大事態に係わる調査を行ったときには、いじめられた生徒やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。

ただし、情報の提供に当たっては、関係者の個人情報の保護に配慮する。

(6) 調査結果の報告

重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について教育委員会に報告する。その際、いじめられた生徒の保護者が、調査結果に対する所見を教育委員会へ報告することを希望する場合には、その保護者から所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて教育委員会に提出する。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の子供が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子供に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子供がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている生徒

○日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

○授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

○昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

○清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

○その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする

いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう